

# 日本におけるAD措置の考察 ー関連する制度に着目して

---

岡野 翔

## 【要 旨】

日本ではアンチダンピング（Anti-dumping、以下AD）措置の利用が活発ではない。経済産業省は、AD措置が利用されていないのは認知度の問題との見解を示しているが、それだけが原因ではないはずである。本稿ではAD措置が利用されていない要因として、日本のAD措置に関する制度に問題があるのではないかという仮説を立てた。本稿において、「日本のAD措置に関する制度」とは「ADに関する国内法令や調査機関の体制及び調査過程」を指す。仮説を検証するため、日本のAD措置に関する制度と、AD措置を積極的に利用している国の制度を調査し、それぞれの制度を比較した。

本稿の結論は、「2017年以前の日本のAD措置に関する制度」には、申請者にとってAD措置の利用を困難とする問題点が存在していたこと、2018年現在の制度にも改善すべき点があること、政府によるAD措置の存在を伝える更なる活動が必要であること、企業がAD措置を認知する必要性があること、をあげる。

## 【講 評】

日本におけるAD措置の発動が他国に比して僅少であることについて、他国のAD措置の制度の比較及び日本における他の貿易救済措置との比較を通して、その原因について仮説を立て、丁寧に検証を行っている。特に、他国のAD措置の制度について詳細に研究がされており、このことが筆者の仮説に対する説得力を増していると思われる。さらには、セミナーに参加しパネリストの発言に言及する等を通して、筆者の真摯な研究姿勢も十分に認められる。

以上から、本論文は優秀卒業論文であると評価される。あえて付言するならば、例えば、AD措置に消極的な他国の状況や、これまで日本で取られてきた数少ないAD措置の内容等についても研究し、そのような観点も踏まえて、AD措置の問題点や有効活用方法等を研究すると、検証の妥当性や論の立体性がより一層増したと考えられる。